

注意事項

- 任意売却主任者として債権者・債務者の利益を尊重して下さい。
 - 本証は常に携帯し他人に譲渡したり貸与してはなりません。
 - 当該資格を失った場合は、本証を発行者へ速やかに返還して下さい。
- ※このカードを拾得された方は、下記発行者へご連絡下さい。

一般社団法人
全国住宅ローン救済・任意売却支援協会
事務局 0120-963-281